

協議第18号

市民生活関係事業について（その3）

市民生活関係事業について承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

市民生活関係事業について

- 1 防犯協会については、熊本市の例に統一する。
ただし、防犯パトロール隊活動支援事業については、合併特例区の事業として継続する。
- 2 防犯灯設置補助金については、熊本市の例に統一する。
- 3 勤務時間外の対応については、熊本市の例に統一する。
ただし、勤務時間外の戸籍届けについては、当分の間、城南総合支所（仮称）でも受付を行う。

合併協議項目事業一覧（18 市民生活関係事業）

事業項目	枝番号	協議項目	作業部会名	提案	承認／継続	備考
1 町名・字名の取扱い						
	01	町名・字名の取扱い	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
2 交通関係事業の取扱い						
	01	交通安全協会	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	交通傷害保険	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	交通指導員	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
3 教育関係事業の取扱い						
	01	地域公民館(社会教育施設)への補助金	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	社会教育関係団体への補助金(地域づくり関係)	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	社会教育関係団体への補助金(文化国際関係)	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	04	自主文化事業	市民生活部会	第5回		
4 その他の事業の取扱い						
	01	地域コミュニティセンター運営・建設事業	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	自衛隊父兄会補助金	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	行政広報施設補助金	市民生活部会	第5回		
	04	防犯協会	市民生活部会	第6回		
	05	防犯灯設置補助金	市民生活部会	第6回		
5 行政連絡機構の取扱い						
	01	行政区・区長組織等(行政連絡員制度)	市民生活部会	第5回		
6 窓口業務の取扱い						
	01	勤務時間外の対応	総務部会	第6回		
交通関係事業の取扱い						
		交通遺児対策	市民生活部会			
		交通安全運動	市民生活部会			
		交通安全教育	市民生活部会			
		交通事故相談所	市民生活部会			
		自転車対策	市民生活部会			
		違法駐車対策	市民生活部会			
		暴走族根絶対策	市民生活部会			
窓口業務の取扱い						
		印鑑登録事務	市民生活部会			
		住民基本台帳カード交付事務	市民生活部会			
		各種証明書の発行及び異動手続き処理	市民生活部会			
		市民サービス屋窓口等	市民生活部会			
		住基・戸籍手数料	市民生活部会			
		市民センター	市民生活部会			
		総合支所	市民生活部会			
教育関係事業の取扱い						
		人権教育啓発推進事業	市民生活部会			
		人権教育推進活動団体助成金等	市民生活部会			
		火の君総合文化センター管理運営事業	市民生活部会			
		ふれあい文化センター管理運営事業	市民生活部会			
		ふれあい文化センター地域福祉事業	市民生活部会			
		萱木集会所管理運営事業	市民生活部会			
		人材育成事業	市民生活部会			
		市民文化活動支援事業	市民生活部会			
		美術館管理運営事業	市民生活部会			
		美術品等収集事業	市民生活部会			
		市民会館管理運営事業	市民生活部会			
		市民会館施設整備	市民生活部会			
		友好姉妹都市	市民生活部会			
		サマーサイエンススクール学生派遣(ハ市)	市民生活部会			
		国際交流員招致事業	市民生活部会			

	国際交流促進事業	市民生活部会			
	国際交流会館管理運営事業	市民生活部会			
	隣保館連絡協議会	市民生活部会			
その他の事業の取扱い					
	町内自治会活動支援事業	市民生活部会			
	まちづくり活動支援事業	市民生活部会			
	地縁団体	市民生活部会			
	五福まちづくり交流センター管理運営事業	市民生活部会			
	地籍調査実施状況	市民生活部会			
	地籍調査の今後の計画	市民生活部会			
	地籍管理の状況	市民生活部会			
	数値情報化の計画	市民生活部会			
	成果の管理	市民生活部会			
	基準点の管理保護	市民生活部会			
	地籍調査成果登記後の誤り等修正登記	市民生活部会			
	手数料及びコピー代(地籍調査)	市民生活部会			
	住居表示整備事業	市民生活部会			
	健軍文化ホール管理運営事業	市民生活部会			
	安全安心まちづくり推進	市民生活部会			
	犯罪被害者支援	市民生活部会			
	消費者センター	市民生活部会			
	熊本市計量保全会助成	市民生活部会			
	計量検査	市民生活部会			
	男女共同参画推進啓発事業	市民生活部会			
	DV民間シェルター補助金	市民生活部会			
	社会参画支援事業	市民生活部会			
	総合女性センター管理運営事業	市民生活部会			
	総合女性センター施設整備事業	市民生活部会			
	舞台業務管理運営事業	市民生活部会			
	ボランティア活動推進事業	市民生活部会			
	市民協働推進事業	市民生活部会			
	社会を明るくする運動	市民生活部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	4 その他の事業	小項目名	04 防犯協会
協議内容	防犯パトロール隊の存続について。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、防犯パトロール隊活動支援事業については、合併特例区の事業として継続する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<p>事業内容は、防犯パトロール、防犯灯設置、少年非行防止活動等多岐にわたる。</p> <p>1. 防犯に関する協会及び協議会への役員について</p> <p>(1)熊本市校区防犯協会連絡協議会の役員</p> <p>(2)(財)熊本県暴力追放協議会の役員</p> <p>(3) 熊本北地区防犯協会の役員</p> <p>(4)熊本南地区防犯協会の役員</p> <p>(5)熊本東地区防犯協会の役員</p> <p>(6)熊本南警察署沿岸警備協力会の役員</p> <p>2. 熊本市校区防犯協会連絡協議会 各校区より会費として年額10,000円を徴収</p> <p>3. 校区防犯協会(78校区) 各世帯より会費を徴収</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算 24,430千円</p> <p style="margin-left: 20px;">平成18年度決算 24,570千円</p> <p style="margin-left: 20px;">平成19年度決算 25,737千円</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区防犯協会への補助金 14,530千円 ・全国地域安全運動負担金 1,500千円 (3地区防犯協会へ各500千円) ・校区防犯協会への補助金(各校区100千円) 7,800千円 ・熊本南警察署沿岸警備協力会への補助金 540千円 ・熊本県防犯協会連合会への負担金 1,367千円 	<p>城南町防犯協会は、防犯思想の普及徹底をはかり、犯罪のない明るい郷土を建設することを目的としている。</p> <p>1. 本会の役職員について</p> <p>(1)会長 1名(町長)</p> <p>(2)副会長 2名(評議員のうち評議員会から推薦されたもの)</p> <p>(3)評議員 若干名</p> <p>(4)監事 2名(評議員会から推薦されたもの)</p> <p>(5)書記 1名(会長が任免)</p> <p>2. 宇城地区防犯協会 宇城警察署の管轄区域内の住民によって運営されている民間防犯組織であり、毎年負担金を支払っている。</p> <p>3. 防犯パトロール隊 平成17年12月1日に城南町防犯パトロール隊設置要項を制定し、平成18年2月から毎月20回程度、隊員により防犯パトロールを行っている。</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算 823千円</p> <p style="margin-left: 20px;">平成18年度決算 707千円</p> <p style="margin-left: 20px;">平成19年度決算 896千円</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区防犯協会負担金 771千円 ・防犯パトロール隊傷害保険 125千円 	
相 違 点 と 課 題	熊本市では校区及び地区防犯協会が構成されているが、城南町では町及び地区防犯協会の構成となっている。		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	6 窓口業務	小項目名	01 勤務時間外の対応
協議内容	勤務時間外の対応の取扱いについて		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。ただし、勤務時間外の戸籍届けについては、当分の間、城南総合支所(仮称)でも受付を行う。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1. 時間外及び土曜・日曜日・祝日 戸籍届けのみ 本庁舎のみ管財課守衛職員が時間外窓口で受付業務を行っている。</p> <p>2. 受付時間の延長 転入・転出・転居などが増える3月末から4月初めにかけて、引っ越しなどの住民異動に伴う業務について、市庁舎の受付時間を延長します。 期 日 平成20年3月27日(木)～4月2日(火) ※土曜・日曜日を除く 延長時間 午後7時まで 業務内容 転入・転出・転居に伴う諸手続き ※一部取り扱いができない業務あり</p>	<p>1. 時間外及び土曜・日曜日・祝日 戸籍届けのみ 閉庁時の昼間は、職員の日直で預かり明朝窓口で受付日・受付時間・連絡先が記入されているか確認し、その後受付事務処理を行う。 上記以外は、夜間警備員が預かり、明朝窓口で受付日・受付時間・連絡先等が記入されているか確認し、その後受付事務処理を行う。</p> <p>2. 受付時間の延長は行っていない。</p>
相 違 点 と 課 題		